

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和 6 年度）

住 所 東京都港区浜松町 2－4－1
世界貿易センタービルディング南館10階
事業者名 東京モノレール株式会社
代表者名 代表取締役社長 宮田 久嗣

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道 駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
—	—	—

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
社内対応マニュアルの充実	・お客さまニーズや社会環境の変化に対応するため、社内対応マニュアルの内容を充実します。（2024年度）	計画のとおり実施済みです。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
介助を必要とされるお客さま乗車時の連絡体制構築	・介助を必要とされるお客さまが乗車する際は乗車駅社員から乗務員及び降車駅社員へ乗車列車、乗車位置を連絡しスムーズな移動の支援を行っています。（2024年度）	計画のとおり実施済みです。
「声かけ・サポート」運動	・鉄道などを利用する高齢者や障害者等のお困りのお客さまに対して、社員から積極的にお声かけを行う「声かけ・サポート」運動を通年で実施するとともに、9月～10月にかけて強化キャンペーンを実施します。（2024年度）	計画のとおり実施済みです。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ホームと車両の段差解消に関する情報提供	・ホームと車両との段差に対策を施工した駅と対策を実施した乗降口及び目安値を満たす乗降口等について、ホームページ等での情報提供をしています。（2024年度）	計画のとおり実施済みです。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
各種避難誘導訓練の実施	・ 異常時総合訓練時に異常時における避難誘導訓練を実施します。(2024年度)	計画のとおり実施済みです。
チェアメイトの操作訓練の実施	・ ホーム階から改札階のエレベーター整備の新整備場で、車いすご利用のお客さまを案内する際に利用するチェアメイト(階段昇降機)の操作訓練を実施します。(2024年度)	計画のとおり実施済みです。
障害当事者が参画した研修の実施	・ サービス研修の中で、障害当事者が参画したカリキュラムを実施します。(2024年度)	計画のとおり実施済みです。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
「声かけ・サポート」運動	鉄道などを利用するお客さまに対して、高齢者や障害者等のお困りのお客さまへのお声かけをお願いする「声かけ・サポート」運動を通年で実施するとともに、9月～10月にかけて強化キャンペーンを実施します。(2024年度)	計画のとおり実施済みです。
「ベビーカー」キャンペーン	ベビーカーをお使いのお客さまが安心してご利用いただけるよう、国土交通省が作成するポスターの趣旨に賛同し、安心かつ快適にご利用いただけるよう、啓発活動を協力しています。(2024年度)	計画のとおり実施済みです。
エスカレーター「歩かず立ち止まろう」キャンペーン	すべてのお客さまが安全で安心してエスカレーターをご利用いただけるよう、エスカレーターを歩かず立ち止まってのご利用についてキャンペーンを通じて啓発活動を実施します。(2024年度)	計画のとおり実施済みです。
「やめましょう、歩きスマホ」キャンペーン	「歩きスマホ」は思わぬ怪我を引き起こす可能性や列車の遅延など他のお客さまへのご迷惑にもつながることを踏まえ、駅設備などを安心してご利用いただくために、キャンペーンを実施しご理解とご協力を呼びかけます。(2024年度)	計画のとおり実施済みです。
「障害者週間」の啓発活動実施	バリアフリーを必要としているお客さまが安心して鉄道をご利用いただけるよう、国土交通省が作成するポスターの趣旨に賛同し、啓発活動に協力します。	計画のとおり実施済みです。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・ モノレール浜松町駅は浜松町駅西口開発事業に伴う駅舎建替え工事をすすめており、開発事業と連携により、JR浜松町駅や地下鉄駅との交通結節点の強化、乗換利便性の向上を図ります。 ・ 工事期間中の移動経路の変更についても開発業者やJR浜松町駅、地下鉄線と連携しお客さまに分かりやすいご案内の掲出や当社ホームページへの掲出による事前周知を行います。
--

(3) 報告書の公表方法

当社ホームページにて公表します。 http://www.tokyo-monorail.co.jp/csr/barrier_free.html

(4) その他

--

住 所 東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービルディング南館10階
業 者 名 東京モノレール株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 宮田 久嗣

I. 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況（鉄道駅ごとに記入）

（令和7年3月31日現在）

鉄道事業者名	共用駅	鉄 道 駅 の 称	路 線 名	所在都道府 県市町村	一日当たり の利用者数	有 人 駅、 無 人 駅 の 別	公 共 交 通 移動等円 滑化基準 適合の有無	段 差 へ の 対 応	プ ラ ッ ト ホームの 数	段差が解 消されて いる プ ラ ッ ト ホームの 数	エ レ ーターの 設置数 基	エ ス カ レー ターの 設置数 基	そ の 他 の 降 機 置 基	傾 斜 路 箇 所 数	視 覚 誘 導 ブ ロ ッ ク の 設置 有	障 害 者 用 の 設 置 有	案 内 設 置 の 有	障 害 者 対 応 の 設 置 有	障 害 者 対 応 の 設 置 有	障 害 者 対 応 の 設 置 有	障 害 者 対 応 の 設 置 有	車いす使 用者の円 滑な乗降 が可能な プラット ホームの 数	転落防止 のための 設備の有無
東京モノ レール		モノレール 浜松町 駅	羽田空港 線	東京都 港区	94,252 人				2	0	4 (2) 基	10 基	基	箇所	○			○	○	○	2	○	
東京モノ レール		天王洲アイ ル 駅	羽田空港 線	東京都 品川区	23,112 人			○	2	2	5 (4) 基	4 (4) 基	基	箇所				○	○	×	2	○	
東京モノ レール		大井競馬 場前 駅	羽田空港 線	東京都 品川区	11,828 人	○		○	2	2	3 (3) 基	2 基	基	箇所			○	○	○	○	2	○	
東京モノ レール		流通セン ター 駅	羽田空港 線	東京都 大田区	15,693 人	○ー		○	2	2	3 (3) 基	1 基	基	箇所			○	○	○	×	2	○	
東京モノ レール		昭和島 駅	羽田空港 線	東京都 大田区	5,862 人	○			2	0	基	基	基	箇所				×	○	×	2	○	
東京モノ レール		整備場 駅	羽田空港 線	東京都 大田区	1,749 人	○			2	0	基	基	基	箇所				×	○	×	2	○	
東京モノ レール		天空橋 駅	羽田空港 線	東京都 大田区	11,448 人			○	2	2	2 (2) 基	基	基	1 (1) 箇所			○	○	○	○	2	○	
東京モノ レール		羽田空港 第3ターミナル 駅	羽田空港 線	東京都 大田区	10,707 人		○	○	2	2	2 (2) 基	3 (2) 基	基	箇所	○		○	○	○	○	2	○	
東京モノ レール		新整備場 駅	羽田空港 線	東京都 大田区	4,366 人				2	0	1 (1) 基	1 基	基	箇所				○	○	×	2	○	
東京モノ レール		羽田空港 第1ターミナル 駅	羽田空港 線	東京都 大田区	21,124 人			○	1	1	2 (2) 基	4 基	基	箇所	○		○	○	○	×	1	○	
東京モノ レール		羽田空港 第2ターミナル 駅	羽田空港 線	東京都 大田区	24,342 人		○	○	1	1	2 (2) 基	6 (6) 基	基	箇所	○		○	○	○	○	1	○	
		駅	線		人						基	基	基	箇所									
		(合計) 11 駅				4 駅	2 駅	7 駅	20	12	9 9 駅 24 (21) 基	8 3 駅 31 (12) 基	0 駅 0 基	1 1 駅 1 (1) 箇所	4 駅		6 駅	9 駅	11 駅	5 駅	11 駅	11 駅	

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和 6 年度）

住 所 東京都港区浜松町 2－4－1
世界貿易センタービルディング南館10階
事業者名 東京モノレール株式会社
代表者名 代表取締役社長 宮田 久嗣

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第 6 条の 2 で定める要件に関する事項

（1）過去 3 年度における 1 日当たりの平均利用者数が 3 万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	○
（2）過去 3 年度における 1 日当たりの平均利用者数が3000人以上 3 万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○